

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第69号
事故等種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	平成27年7月8日 16時30分ごろ
発生場所	熊本県上天草市牟田 ^{むた} 漁港南方沖 牟田港2号防波堤北灯台から真方位202°1,850m付近 (概位 北緯32°27.31′ 東経130°25.86′)
事故等調査の経過	平成27年8月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 坂田 ^{さかた} 、3.08トン
船舶番号、船舶所有者等	KM3-24055（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、牟田漁港南方沖において、機関を中立にして刺し網の投網作業を行った後、帰港するため、平成27年7月8日16時30分ごろ、船長がクラッチレバーを前進側に操作したところ、推進力が得られずに航行不能となった。</p> <p>本船は、船長が陸上の地元住民に旗を振って救助を求め、地元住民が海上保安庁に通報し、来援した巡視艇に牟田漁港へえい航された。</p> <p>本船は、入港後、修理業者が推進器を調査したところ、‘プロペラ軸とプロペラボスとのはめあい部に取り付けられているキー’（以下「本件キー」という。）が折損し、プロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができず、推進力を得られなかったことが判明した。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	本件キーは、黄銅製であり、腐食が認められた。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	<p>本船は、牟田漁港南方沖において、船長がクラッチレバーを前進側に操作した際、本件キーが折損したことから、プロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができず、運航不能となったものと考えられるが、本件キーが折損に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>

原因	本インシデントは、本船が、牟田漁港南方沖において、船長がクラッチレバーを前進側に操作した際、本件キーが折損したため、プロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 推進器のキーは、定期的に点検することが望ましい。